

## 平成 20 年度 第 1 回

## 川崎市環境審議会温暖化対策特別部会会議録（要旨）

1 日時 平成20年11月13日（木）午前10時から

2 場所 いさご会館第6・第7会議室

3 出席者

（1）委員（敬称略）

飯田和子、飯田哲也、岩本孝子、窪田亜矢、三邊夏雄、菅井茂勝、瀧田浩、  
寺尾巖、原徹、藤井修二、藤吉秀昭、柳下正治（12名）

（2）事務局

牧地球環境推進室長、三木環境調整課長、高橋地球環境推進室主幹、  
高松地球環境推進室主幹、伊藤環境評価室主査、萩原緑政企画担当主幹、  
田辺企画指導課長、横田廃棄物政策担当主幹 他

4 傍聴者 5名

5 議事

議題

- 1 部会長・副部会長の選出について
- 2 川崎市環境審議会温暖化対策特別部会の審議内容・スケジュールについて
- 3 地球温暖化対策の国内外の状況、川崎市における温室効果ガスの排出構造・地球温暖化対策の取組
- 4 （仮称）川崎市地球温暖化対策条例の考え方  
その他

6 配布資料

- 資料 1 川崎市環境審議会温暖化対策特別部会の設置について  
資料 2 川崎市環境審議会温暖化対策特別部会の審議事項・スケジュールについて  
資料 3 地球温暖化対策の国内外の状況、川崎市における温室効果ガスの排出構造・地球温暖化対策の取組  
資料 4 （仮称）川崎市地球温暖化対策条例の考え方  
参考 1 第2回川崎市環境審議会議事録  
参考 2 川崎市環境審議会委員名簿  
参考 3 川崎市環境基本条例・同施行規則

開会

事務局（審議会の成立）

事務局（地球環境推進室長あいさつ、委員紹介、事務局紹介）

事務局（配付資料の確認、議事の紹介等）

議題1 部会長・副部会長の選出について

事務局 議題1は正副部会長の選出についてでございます。川崎市の環境基本条例施行規則の14条の2により、委員の互選となっておりますので、自薦、他薦等ございましたら、よろしく申し上げます。

飯田（和）委員 僭越ですが、この地球温暖化対策の専門家でいらっしゃる柳下委員を部会長に、推進協議会で活動されている原委員を副部会長に推薦させていただきます。

事務局 ありがとうございます。ただいま飯田和子委員より、部会長に柳下委員、副部会長に原委員というご提案をいただきましたが、各委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 ありがとうございます。ご承認をいただきましたので、部会長に柳下委員、副部会長に原委員にご就任いただくこととし、お二人にごあいさつをお願いしたいと存じます。

部会長 非常に厳しい情勢の中で、いよいよ川崎も条例づくりに邁進するということでもあります。非常に重責でありますので、皆様のお力添えの中で何とかいいものをつくりたいと思います。

洞爺湖サミットから2週間余りで、7月29日に低炭素型社会づくり行動計画が閣議決定されました。文書づくりであれば、わずか2週間ぐらいでできてしまうものではあるのですが、地球温暖化対策は、多様な利害の関係する問題ですので、この審議会では、時間をかけて多様な意見を反映させ、できるだけ皆の納得するものができるように後押ししていければと思っております。よろしく願いいたします。

事務局 続きまして、副部会長、お願いいたします。

副部会長 副部会長という重責をいただきまして本当に心引き締まる思いでございます。

この10年、温暖化対策ということで、皆さんと一緒に取組を進めてきました。

今日の朝刊に、07年度の国内の温室効果ガス発生量が増加しているという記事

が掲載されておりました。残念ですが、川崎も同じような傾向値でございます、私どもがコツコツとやってきた運動も、余り大きな成果が得られていないということだと思っております。ただ、そういった10年間の苦勞といえますか、この問題の解決の難しさというものが身にしみておりますので、市民の目線から、部会長を何とか少しでも補佐したいと思っております。

こういう席は誠に不慣れでございますので、至らないことはあると思っておりますけれども、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

事務局 ありがとうございます。

それでは、川崎市環境基本条例施行規則の規定に基づきまして、これからの議事につきまして部会長にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

部会長 早速、進行の中身に入らせていただきたいと思っております。

はじめに、議題2について事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料2に基づき説明)

部会長 まず、私から確認します。お手元にスケジュールの大まかな案がありまして、4月までに1次答申で、大体月1回ペースで議論をするということですが、4月以降も10月の第2次答申を目指して同じようなペースで進めることでよいでしょうか。また、その間、他の部会も審議を行っており、重複して出席いただく方もいらっしゃるということでしょうか。

事務局 大変お忙しい中、恐縮でございますが、ほぼ毎月1回ぐらいのペースで部会を開催させていただきながら、ご審議を進めていただきたいと考えております。

また、他の部会に所属される方につきましては、そちらにも、御出席いただき、諮問事項について調査審議いただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

部会長 それでは、第1次、第2次と2つの段階で答申を予定しており、4月まで第1次を、10月までに第2次答申をまとめ、最終的に、平成22年4月には条例・計画が本格化するというのを念頭に入れて審議を進めていくことですね。

地球温暖化対策の国内外の状況、川崎市における温室効果ガスの排出構造・地球温暖化対策の取組

部会長 次に、議題3について事務局から説明をお願いします。

事務局（資料3に基づき説明）

部会長 諮問に対する具体的な審議に入る前に、現状の理解と情報の共有ということかと  
思いますので、ご質問なり、お気づきの点など、ご発言をお願いします。

三邊委員 電力価値というのは何ですか。

事務局 電力については、化石燃料でできたものと自然エネルギーでできた電力がございます。自然エネルギーでできたものの代表的なのは太陽光発電だと思っておりますが、そういうものの電力には環境価値があると言われてまして、グリーン電力証書のように、その価値を使うという仕組みがございます。こういうものを川崎市においては本庁舎の電力の5%を電力証書を使ってカーボンオフセットをするというような、自然エネルギーを使ったことになるという仕組みがございます。そういうものを電力価値、電力証書のような自然環境価値という形で、今それを使っていこうという仕組みがございます。

三邊委員 わからないけれども、結構です。

飯田（哲）委員 電力価値だけだったらわかりにくいので、電力の環境価値とか、グリーン電力価値とか、ちょっとついていたほうがいいかもしれませんね。

飯田（和）委員 計画を策定し、実施したわけですが、その実施がなかなか難しかった、あるいは十分でなかったということの原因の解明は、なされていません。これからなされるのでしょうか。これからの計画を立てるに当たっては、そういうことの解明が必要と思われましたので。

部会長 温室効果ガスの増加などに対する政策などの効果をどう評価しているのかという質問だと思います。事務局、いかがですか。

事務局 例えば、川崎では、産業部門が大きな比重を占めており、この間、温暖化物質の排出抑制に関する指針に基づく事業者指導という形での実施をさせていただいているところです。こうした事業者は、世界規模の大きな事業所ですので、違う観点から考えなければいけない部分もあるのですが、今後、取組を強化していくという点で言いますと、首都圏、八都県市と連携しながら、事業者の自主的な取組を促すような検討を行っているところです。

また、交通につきましては、この間、低公害車の導入の融資とか助成を行ってきていますが、排出量は増加していますので、今後、どのような対応を図っていくかが大きな課題と考えております。

家庭からの温室効果ガスについては、エコライフの実践をふやすために、ブレイメン商店街の「1店1エコ運動」とか、小学校5年生を対象として家庭でできることから取り組んでもらうために、様々な取組を示した表をお渡しして、記入し返してもらい「夏休みのエコライフチャレンジ」など、かわさき地球温暖化対策推進協議会の方々を中心として熱心に行っていておりまして、ストップ温暖化展というイベントを毎年実施してきています。エコライフチャレンジにつきましては、2005年から2007年の3カ年で約4400人の参加をいただいておりますが、今後、その取組をどうやって広げていくかが大きな課題となっております。

さらに、市役所としても、この間、多摩区役所、川崎病院、南部生活環境事業所といった公共施設へのコジェネレーションシステムの導入を図っておりますし、太陽光発電施設についても、麻生区役所や、宮前スポーツセンター、小中学校で設置してきているところです。今後、さらに取組を充実させ、公共が率先して行動していく必要があると考えているところです。

再生可能エネルギーの導入という点では、太陽光発電施設の設置状況に関するデータをお示しておりますが、18年で135件ぐらい、本年度も150件ぐらいが想定されるのみで、全体の設置目標には達していませんので、その強化を図っていかねばいけないと考えております。

また、現行の計画で申し上げますと、資料に示しておりますとおり、それぞれ目標もありますので、それぞれの現行計画の達成状況、その分析についての資料をこの場に随時提出していくようにしたいと思います。

副部会長 今回の発言に関連してなのですが、従来から私どもは言っていたのですが、対策別の数字がきちっと出ていないと、今後の対策も議論できないと思いますので、今後のためにも、従来の活動の数値的な把握は必要と考えております。

これは、10年間の活動の最大の反省点でございますので、これから基本的な対策を立てるためには、PDCAの根拠になるような各部門別の数値目標を設定する必要があると思っています。

窪田委員 今回の発言に関連してですが、23ページで、区別指標の表を用意していただいているのですがけれども、例えば家庭部門を見ますと、その部門でどういう評価をすればいいのかがわかりにくいと思います。これだと麻生区は人口が増加していて、戸建て比率が高いから、恐らく温室効果ガスがたくさん出ているだろうということに

なって、それを共同住宅に変えるかという話になってしまいますが、そうではないと思うのですね。次回以降、総合的な判断ができるような資料、例えば都市マスタープランの中で、それぞれの市街地像がどういうふうに設定されているのかといった資料も含めてご用意いただければと思います。

こうした点が、資料4の話題になるのかもしれませんが、例えば延床面積が増加し、単位床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量は減少しているけれども、延べ床面積は増えているとか、世帯数が増加し家庭部門が増加しているといった点は全体の総量をどうやって考えるかが大きな課題になってくるのだらうと思います。

このことは、今回の課題としては挙げられていませんが、こうした根本的な考え方をこの場で共有していくといった点について、可能であれば、市の考えを提示いただければと思います。

部会長 条例化を目指すというからには、今後、既往対策の十分性、不十分性、これを踏まえて一步前進させるという、そういう大局観が事務局、川崎市にあるのだらうと思います。

問題は、現状の数字はいっぱい並んでいるけれども、これまでの施策の不十分性というものを明らかにしたいということだと思いますので、今後の審議会で提出いただきたいと思います。

飯田(哲)委員 関連して、全体としてきちんと分析しないと、次の対策を練れないということなので行っていただきたいと思います。

その際、家庭部門について、先ほど部門別では電力部門の排出量の悪化というお話がありましたが、日本の場合、電力を分配後で見ているので非常にわかりにくい。省エネはしているかもしれないけれど、排出係数が悪化したので、増加している部分があるかもしれません。

これは、産業部門も一緒に、川崎市ではある程度どうしようもない部分と、どうしようもある部分に腑分け、つまり、電力のところだけ切り分けたほうがいいのではないかというふうに思っています。電力は、排出係数を固定して、それは電力会社に責任をとってもらうなど、別の手段を考えると、地方自治体の政策で本当によくなった要素が分かるようにしておいたほうがいいと思います。この点で、真実の値については、最終的には国でみていくので、地方自治体の政策で多少誤差があっても僕は余り問題ないので、地方自治体の政策にフォーカスしていくほうがよ

い、特に電力の排出係数の話は切り分けたほうが良いと思います。

それから、川崎は鉄が多いので、それを全部入れてしまうと非常に面倒な話になるので、産業部門については、生産に伴う排出量の話については参考値で出しておいて、それ以外の工場の事務所から出ている温室効果ガスを切り分けて政策を手当ですることも必要です。産業の生産部分は、恐らく川崎市だけでは難しい領域なので参考値で切り離す。生産部分の温室効果ガスを減らそうというのと、いきなり経済を縮小するという話になるので、今は無理だとしても、そこを切り分けられるようにしたほうが良いと思います。

さきほど、電力価値というご質問がありましたが、この話以前に、東京電力の太陽光発電については、川崎市がきちんと働きかけたものなのか質問したい。最近、太陽光発電のアクションプランというのを4省庁連名で発表していますが、こういう大規模な空き地に東電と川崎市の土地にまたがるような形で太陽光をつくるというような話だけではなくて、逆に地方自治体と連携して、商業ビルの屋根とかにきちんとつけていく話も出ています。もし、東京電力の話が市の働きかけによるものであれば、その働きかけをもっと強化していけばいいわけですが、そうでなければ、誘致する仕組みを一からつくらなければいけないので、今後、議論していくうえで、この点を教えてほしい。

部会長 今、3点指摘がありましたけれどもいかがでしょうか。

事務局 電力につきましては、検討はしておりますけれども、公表されていない数字がありますので難しいです。

部会長 2つ目は、産業界でいっても、生産部門と管理部門に切り分けることができるかという質問です。要するに、できるだけ市の政策分野の領域を明らかにしておかないと適切な対応ができないという、これからの審議に必要なものであり、完璧でなくても、何か傾向分析でもしたほうが良いと、私は理解しました。

事務局 現在示しているデータは、温対法の算定公表制度のデータですので、それをさらに細分化するというのは、難しいです。今後、条例の中でつくる制度に位置づけられるかということで検討していきたいと思っています。

3番目のご質問については、明らかにこれは市が仕掛けております。新エネルギービジョンの中でも方向性は読み取れる範囲でございますし、市は積極的に誘致したということでございまして、昨日の八都県市首脳会議におきましても、市長から

明らかにしているところでございます。

部会長 今のような話は、これからの条例なり、新しい政策を打って出るときの論拠づくりということに尽きますので、これからの審議に活かしていただきたいと思いません。

藤吉委員 2点ございまして、1点は、川崎市の温室効果ガスの排出量を時系列にみますと、基準年と2006年を比べれば下がっていますという話になりますが、2000年から2006年まで途中で増減を繰り返している。こうした増減はしっかり分析しなければいけないと思います。おそらく、産業部門の影響が一番大きいと思いますので、その辺は切り離して、家庭部門、運輸部門、業務部門の動きをきちんと示してほしい。

2点目は、廃棄物部門に大きく期待されているバイオマスエネルギーとか、新エネルギーとか、石油代替が可能な事業をどう展開できるのかという点です。エコ燃料、E S ガソリンですとか様々な政策展開がされていますので、今後検討する上では、国のメニューや他の自治体の取組が入ったらいいのかと思います。

部会長 関連して、廃棄物部門について、1人当たりプラスチックの量が家庭用だったら多いと思うのですが、事業系の一般廃棄物も含まれているのですね。

私の記憶ですと、容器包装リサイクル法の施行に関する環境省のデータ、これは研究で調べているのですけれども、容器包装の「その他プラスチック類」の排出量で見ると、大体年間1人当たり10キログラムから15キログラムくらいなのです。川崎市のデータには事業系一般廃棄物が相当入っているのかなというふうに理解したのですが、どうですか。

事務局 焼却量の中には事業系も入っています。焼却量全体ですので、川崎市の場合、市が収集する家庭系のごみと事業者が焼却場に搬入する事業系の一般廃棄物、これらの総量になっていますので、それに、この計算の仕方は、家庭系のごみの組成率を掛けて1人当たりのプラ焼却量を出していますので、こんなような数字になっているのではないかと考えております。

寺尾委員 昨年から、打ち水に力を入れてやっていると思うのですが、この水は水道水を使われていると思うのですが、やはり雨水利用をできる限り使えるような方法を考えられたらいいと思います。

事務局 打ち水のイベントは、基本的には下水道処理水を使わせていただいております。

それから、町内会などにやっていただきますときには、私どもとしては、おふるの残り水であるとか、そういうものを使っていただくようにお勧めしております。

副部長 数字の分析とあわせて、今までの取組、推進体制、特に推進体制が基本的な温暖化対策を進めるに当たっての利点と、反省といいますか、その辺の大きなギャップがあると思いますので、ぜひ皆さんで共有したいと思います。

部長 いろいろ重要なご指摘がありました。これからの本格的な審議のときの資料の方向が出てきましたので、ぜひ活かしていただきたいと思います。

(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の考え方

部長 議題4について事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料4に基づき説明)

部長 事務局の考え方ということで、骨格的なものが示されましたが、ご意見、ご質問など、いかがでしょうか。

瀧田委員 今、条例のイメージをご説明いただいたのですが、CO<sub>2</sub>削減という、この問題の特殊性と、それから、川崎という地域の特殊性、こういうものを踏まえながら、条例化を検討しなければならないというふうに思っております。特に、再生可能エネルギーの導入も含めまして、規制というよりも、誘導支援の仕組みというものをぜひ条例の中に入れていただきたいと思っております。

飯田(哲)委員 1点目は、2008年から12年、マイナス6%という今の足元の目標ではなく、長期的な目標について、この温暖化条例なり推進計画なりの中で、2050年と、来年コペンハーゲンで一応決まることになっている2020年と、明示的に川崎市として入れていくということが必要と考えています。

2点目は、広域的な取組で、例えば八都府市など広域的に協調することが非常に重要です。東京都は、もう第3ステージの条例まで入ってますし、神奈川県とあと横浜市と埼玉県がもう既に進行中で、特に、この神奈川県、横浜市との整合性をとっておく必要があり、運用の話になりますが、書式レベルまで調整をとらないと、事業者の不都合が生じると思います。

それから、再生可能エネルギーの導入のところなのですが、先ほど事務局から、東京電力のメガソーラーは、川崎市から働きかけたというお話があったのですが、私は、新エネルギー推進協議会の会長をやっているのですが、半年前にやったとき

にはその話はありませんでした。もちろん最後の誘致の段階で働きかけたというのはわかるのですが、働きかけるというのは、要は導入せざるを得ないように事業者を追い込んでいって、その結果として普及したというぐらいが私のイメージです。

もう1つは、大規模事業者がやるだけではなく、家庭を含めて小規模分散型を爆発的に普及していく仕組みも必要です。このため、開発行為で再生可能エネルギーの導入を検討させるというのにもう決め打ちしているのですけれども、イメージだから、ここは再生可能エネルギーの普及の制度的な検討ぐらいにとどめておいて、具体的に何をやるかというのはもうちょっとオープンにしておいたほうがいいのではないかと思います。いろいろな政策手段がありますので、余り決め打ちをしないで、もう少し大枠でとらえておいたほうがいいと思っています。

藤井委員 2点ありまして、1つは、今全体を見ていると、地球温暖化の対策が発生源に依存し過ぎているような気が少ししまして、それ以外に、CO<sub>2</sub>にしても、固定化技術であるとか、もう少し次の技術で、他地域での緑化であるとか、そういう地域を超えての取り組みを川崎の中でどういうふうに位置づけてやるかとか、その辺が少し必要なのではないかという気がします。

それから、もう1点は、こういう排出源対策をしたときに、エネルギー的にCO<sub>2</sub>の部分では改善されるのだけれども、それ以外の都市環境全体、大気汚染とか、公害問題が起きるような改善方法というのがもし出てきたりすると、それを歯どめするような規定の仕方にしていただきたいなと思います。

以上、2点です。

部会長 今の前段のお話は、例えば固定化技術みたいなものを条例の中に入れるという意味ですか。

藤井委員 条例というよりも、川崎のCO<sub>2</sub>排出量を評価するときに、特に大規模な企業においては、川崎市内の製造工程でそれをフォローすることが非常に難しく、それに対応するためのCO<sub>2</sub>を出すかわりに、ほかの地域で固定化技術に努力する企業というのが出てくると思うのですね。そういうものに対して川崎市全体で評価するときに、一概に川崎での排出量だけの削減目標をやる、その値だけ进行评估するだけでなく、市の中で別枠でもいいですから、プラス面の部分进行评估して、市の削減効果を少し考えられるような形をとっていただければなと思います。

部会長 いずれにしる、これからの審議の中で1個1個詰めていかなければいけないと思

いますけれども、今のは新しいご提案だと思しますので、テイクノートしていきたいと思います。

飯田（和）委員 イメージの中にどういうふうに入れたらいいのかちょっとわからないのですが、この温暖化というものが事業者、市民、すべての主体に係るものなので、協働で進めていく必要がある。協働の取り組みを川崎市としても進めるということを入れてほしいと思います。形として、多分、市民活動の拠点整備とか、温暖化推進の組織整備のようなところに入ってくるのかと思うのですが、そのもとにあることは、協働で進めるからこそ、そういうものが必要になってくるのかなと思うので、言葉として川崎に住む人たちの協働で進めるという考え方を入れていただきたいと思います。

それと、市内の事業者の強みを伸ばし、アピールと書いてあるのです。このアピールはもちろんです、強みを生かした事業活動につながる、アピールだけではなくて、そういう活動が川崎市内の事業所で進むことを期待できるわけですから、アピールにとどまらないほうがいいと思いました。

窪田委員 ありようのイメージが から までになっていて、 番の都市問題への対応については、それに対応する制度が見当たらず、制度新設の必要なものはないという認識なのか、そこについてもできれば部会の中で議論したいと思います。

部会長 ほかに何か今の段階でお気づきの点はいかがですか。

菅井委員 事業者の活動ですが、非常に先進的な環境技術とか、省エネ技術、これは間違いない話だと思っているのです。例えば、温暖化防止活動推進のための組織整備と書いてあって、今、川崎市の中でも、環境総合研究所構想があって、事業者のすぐれた技術を海外に移転していく話がありますけれども、CO<sub>2</sub>の削減というすぐれた事業者の技術を海外に移転する形をする、推進する組織もぜひこういう中に入れていただけたらなというふうに思っております。

部会長 いずれにせよ、先ほどの一番最初のスケジュールで、4月に第1次答申と書いてありますけれども、きょうお配りいただいた資料3はいわば現状の問題整理・分析、資料4はあくまでたたき台の本当の素案をいただいたわけで、きょうのご意見を踏まえて、どうやってこれから進めていくのか、事務局のほうでよく綿密にきょうの議論などを踏まえて、手順よく順番に議論させていただければありがたいなというふうに思います。ぜひスタディーをして、分析をして、つなげていただきたい

と思います。

何かご発言がある方、ぜひお願いします。

岩本委員 川崎市は東京と横浜に挟まれていますので、他都市の取組と整合性をとっていくというところで、パブコメ中の神奈川県資料などをいただければと思います。

部会長 確か、知事がきて、ふれあいミーティングを川崎でやる予定です。

事務局 11月29日の土曜日の夜、ソリッドスクエアで行われる予定です。

部会長 いずれにせよ、神奈川県だけの問題ではないと思いますので、八都県市との連携というからには、その把握は必要だと思います。

議題4は以上にさせていただきたいと思います。川崎はすごく難しいところで、臨海部と内陸部とで、都市の性格が異なっていて、細長くて、交通で言うと、横切る車が圧倒的に多分多くて、自ら制御しようと思っても、起終点が全然違うところにある。これを一体どういうふうに温暖化対策の中でまとめていくのか、条例として何をターゲットに当ててるのかというのは、難しい都市だと思いますが、ここで成功すれば画期的です。ぜひ今日の議論を踏まえて、次回までに整理をお願いします。

最後に、その他ですが、事務局、いかがですか。

その他

事務局 次回の特別部会につきましては、本日の議論を踏まえ検討項目の割り振りをお示しし、条例で規定していくべき事項の具体的な審議をお願いしたいと思っております。

部会長 何かございますか。

なければ、事務局にお返しいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、本日、第1回の温暖化対策特別部会につきましては、これで終了とさせていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。